

**決議 MEPC.162(56)**  
**2007年7月13日採択**  
**規則 A-4 におけるリスクアセスメントに関するガイドライン (G7)**  
**(仮和訳)**

海洋環境保護委員会は、

海洋汚染の防止及び制御のための国際会議の資格を与えられている海洋環境保護委員会 (MEPC) の機能に関する IMO 条約第 38(a)条を想起し、

また、2004年2月に開催された船舶バラスト水管理に関する国際会議において、2004年船舶バラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約 (バラスト水管理条約)が、4本の会議決議と共に採択されたことを想起し、

バラスト水管理条約附属書の規則 A-2 が、バラスト水排出については、当該条約附属書の規定に従ったバラスト水管理を通じてのみ実施されるべきことを要求している旨を銘記し、

さらに、条約の規則 A-4 は、締結国がその管轄下の水域内において、条約に含まれる除外に加えて、規則 B-3 又は規則 C-1 を適用する要件の除外も許可することができるが、それらは機関によって作成されたリスクアセスメントのガイドラインに基づいて許可された場合に特に限ることを銘記し、

また、船舶バラスト水管理に関する国際会議は、その決議 1 により、緊急事項として、条約の統一的適用のためのガイドラインの作成を機関に要請したことを銘記し、

第 56 回会合において、バラスト水作業部会により作成され、また、ばら積み液体及びガス小委員会の第 11 回会議において勧告された、BMW 条約の規則 A-4 におけるリスクアセスメントに関するガイドライン (G7) 案を検討して、

1. 本決議書の附属に記載の BMW 条約の規則 A-4 におけるリスクアセスメントに関するガイドライン (G7) を採択し、
2. 各国政府に対し、当該ガイドラインを、できる限り早急に、あるいはバラスト水管理条約が当該各国政府に適用となった時点で適用することを要請し、かつ、
3. 当該ガイドラインの継続的検証を行うことに合意する。

## 附属書

### 規則 A-4 におけるリスクアセスメントに関するガイドライン (G7)

#### 1 目的

1.1 このガイドラインの目的は、条約の規則 A-4 の規定が一貫した方法で適用され且つ科学的に確かなリスクアセスメントに基づくことを確実にするため、締結国を支援することであり、条約の締結国の一般及び特定の義務の達成を確実にすることである。

1.2 また、追加の目的は、規則 A-4.3 の義務を果たす締結国によって除外が認められた影響国に対して保障を提供することである。

1.3 さらに、このガイドラインは、3 つのリスクアセスメントの方法を概説しており、締結国の許容できない高リスクシナリオ及び許容できる低リスクシナリオの特定を可能にし、規則 A-4 に従った除外の許可及び取消しの手順を締結国に助言する。

#### 2 序論

2.1 条約の規則 A-4 は、締結国はその管轄下の水域内において、条約に含まれる除外に加えて、規則 B-3 又は規則 C-1 を適用する要件の除外も許可することができると明記しているが、それらは以下の場合に限られる：

- 1 特定の港又は地域の間での航海の船舶、或いは特定の港又は地域の間を専用に航行する船舶に許可されること；
- 2 中間見直しを条件として、5 年を超えない期間で適用すること；
- 3 パラグラフ 2.1.1 で特定される港又は地域の間以外のバラスト水又は沈殿物を混合しない船舶に許可されること；及び
- 4 機関によって作成されたガイドラインを基に許可されること。

2.2 このガイドラインは、リスクアセスメントの要素及び方法に関する助言及び情報、必要データ、リスクアセスメント方法の申請に関する助言、除外の許可の手順、協議及び通知の手順、除外の見直しの為の情報、及び、技術支援及び協力並びに地域協力に関する助言を規定する。

2.3 また、このガイドラインは、機関、海運界、寄港国及び条約の規則 A-4 に従う除外の許可により影響を受けるかも知れない他国の、役割に関する助言を提供する。

2.4 科学的に確かなリスクアセスメントは、条約の規則 A-4 における除外を許可する締結国の手順を補強する。評価は、規則 B-3 及び規則 C-1 に適合しないバラスト水の排出が、許可する締結国及び近隣国又は他国の、環境、衛生、財産及び資源に、危害又は損害を加えそうにない、許容できない高リスクシナリオと許容できる低リスクシナリオを区別するために、十分に確かであればならない。

2.5 リスクアセスメントは、最大限の入手可能な科学的情報に基づかなければならない。

2.6 このガイドラインは、その適用により得られる経験、及び、新しい科学的及び技術的知識を組み入れるために、常に見直し中とされなければならない。

### 3 適用

3.1 このガイドラインは、条約の規則 A-4 における船舶へ除外を許可する締結国へ適用する。

3.2 また、規則 A-4 における除外を得ることを望む船主又は運航者も、このガイドラインを参照しなければならない。

### 4 定義

4.1 このガイドラインの目的のためには、条約における定義が適用される。

4.2 “溯河性種”とは、淡水環境において産卵／繁殖し、少なくともその成長した一時期を海洋環境で過ごす種をいう。

4.3 “生物地理学的地域”とは、動物及び植物の種が高度の類似を示す自然地理学的及び生物学的特性によって定義される大きな自然地域をいう。これらははっきりとした絶対の境界が無いが、やや明確に表れた推移帯がある。

4.4 “降河性種”とは、海洋環境において産卵／繁殖し、少なくともその成長した一時期を淡水環境で過ごす種をいう。

4.5 “原産不明種”とは、起源が不明の種であり、明らかに固有種でない又はその地域に持ち込まれた種をいう。

4.6 “原産港”とは、バラスト水が船上に取込まれた港又は地域をいう。

4.7 “広塩性種”とは、広範囲の塩分に耐久性のある種をいう。

4.8 “広温性種”とは、広範囲の水温に耐久性のある種をいう。

4.9 “淡水”とは、塩分が 0.5psu（実用塩分単位）以下の水をいう。

4.10 “海洋水”とは塩分が 30psu 以上の水をいう。

4.11 “非固有種”とは、人による故意又は偶然の輸入であろうと自然過程による輸入であろうと、その固有種の分布の範囲外の種をいう。

4.12 “受入港”とは、バラスト水が排出される港又は地域をいう。

4.13 “対象種”とは、環境、公衆衛生、財産及び資源に危害又は損傷を加えるかもしれない、且つ、特定の港、国又は生物地理学的地域によって定義された明確な基準に適合する、締結国によって認定された種をいう。

## 5 リスクアセスメントの要素

5.1 リスクアセスメントは、有害水生生物及び一病原体の移入、定着及び蔓延といった特定の事象の可能性及び結果を割り当てるための論理的な手順である。リスクアセスメントは、定性的又は定量的となることができ、また、体系的且つ厳格な手順で成されれば、価値ある決定の補助となることができる。

5.2 リスクアセスメントの特質及び能力は、以下の重要な要素によって明確にされる：

1. **有効性**—リスクアセスメントは、適切な保護レベルを達成するため、その必要範囲のリスクが正確に測定される。
2. **透明性**—リスクアセスメントにより勧告された処置を支持する理由及び証拠、及び不確かさの範囲（及びその勧告により起こり得る結果）は、明確に文書化され、意思決定者に利用可能とされる。
3. **一貫性**—リスクアセスメントは、共通の過程と方法を使用し、一定の高いレベルの能力が達成される。
4. **包括性**—リスクを評価する際及び勧告を行う際には、経済、環境、社会及び文化を含む、全ての価値が検討される。
5. **リスク管理**—低リスクシナリオは存在するかもしれないが、リスクがゼロとならなかった場合、そのようなリスクは、それぞれの場合における許容可能なリスクレベルの決定により管理されなければならない。
6. **予防**—リスクアセスメントは、情報の不確かさ、情報の信頼の無さ及び情報の不十分さを検討し、想定及び勧告を行う場合には、予防のレベルが組み入れられる。従って、情報の不足又は情報の不確かさは、潜在的リスクの指標として検討されなければならない。
7. **科学準拠**—リスクアセスメントは、科学的方法を用いて収集され且つ分析された最良の入手可能な情報に基づく。
8. **継続的改善**—いかなるリスクモデルも、改善された見解を検討した定期的な見直しと更新が成されねばならない。

5.3 除外の許可を検討する際のリスクアセスメントの実施において、リスクアセスメントの要素は、注意深く適用されなければならない。十分な科学的確実性の不足は、意思決定の過程において注意深く検討されなければならない。これは、このガイドラインにおいて、規則 D-1 又は規則 D-2 の基準に適合しないバラスト水の排出を認める除外の許可の決定の際に、特に重要である。

## 6 リスクアセスメント方法

### 6.1 総則

6.1.1 このガイドラインでは、条約の規則 A-4 による除外の許可に関するリスクを評価するための、3つのリスクアセスメント方法が概説される。

- 環境比較リスクアセスメント
- 種の生物地理学的リスクアセスメント
- 特定種リスクアセスメント

6.1.2 環境比較リスクアセスメントは、地域間の環境状態の比較に基づき、生物地理学的リスクアセスメントは、環境上の類似の評価と高リスクの移入種の同定により固有種及び非固有種の重複を比較し、特定種リスクアセスメントは、同定された対象種の分布及び特質を評価する。実施される評価の範囲により、3つの手法はそれぞれの手法の制約を検討し、単独又は組合せて使用される。

6.1.3 環境比較リスクアセスメント及び種の生物地理学的リスクアセスメントは、生物地理学的地域間の評価に最適と考えられ、特定種リスクアセスメントは、その評価が生物地理学的地域での少数の有害種に対して実施される状況に最適と考えられる。

### 6.2 環境比較リスクアセスメント

6.2.1 環境比較リスクアセスメントは、原産地域及び受入地域間の水温及び塩分を含む環境状態を比較する。地域間の類似の度合は、それらの地域間で移動した種の生存と定着の可能性の示度となる。

6.2.2 種は地域に広く分布し、一つの港に限定されることはまれであるため、原産地域の環境状態が検討されなければならない。

6.2.3 地域は生物地理学的地域として特徴的に同定される。全ての既存の生物地理学的スキームは、このガイドラインで提案されるものとは異なる目的から得られたことに注意し、場所的及び地域的な適用が必要なこのガイドラインでは最も入手可能な情報として利用される Large Marine Ecosystems (LME) スキーム (<http://www.edc.uri.edu/lme>) を推薦する。推薦された生物地理学的スキームは、特定の状況では適さないかもしれず、その場合には他の認識された生物地理学的スキームの検討が必要かもしれない。<sup>4</sup>

---

<sup>4</sup> Watling and Gerckin (<http://marine.rutgers.edu/OBIS/index.html>) based on Briggs (1953) and Springer (1982); IUCN bioregion system; Briggs (1953) and Ekman (1974; 1995); Longhurst provinces.

6.2.4 従って環境比較は、原産の生物地理学的地域で発見された種が他の生物地理学的地域の受入港で生存できる可能性を判断する、原産の生物地理学的地域及び受入港の間の環境状態を比較しなければならない。環境状態は、塩分や水温又は栄養素や酸素のようなその他の環境状態の環境比較が検討されねばならない。

6.2.5 環境比較リスクアセスメントを使用する際の困難さは、有害種の繁殖が成功し新しい場所に被害を引き起こす可能性の環境状態を同定することであり、バラスト水排出のリスクが許容できるほど十分に低いかどうか判断することである。環境比較リスクアセスメントでは、高度の類似性が繁殖成功の可能性の高さを示すと考えられ、原産の生物地理学的地域と受入港の差が小さい場合には有用性が限られる。

6.2.6 環境状態もまた、原産港と受入港で比較されなければならない。二港間の環境状態における重要な類似性とは、原産港のバラスト水に含まれる種が受入港の水域に放出された際に生存することができる強い示度である。環境状態は、塩分及び水温又は栄養素や酸素のようなその他の環境状態が検討されなければならない。

6.2.7 環境比較に使用するリスクアセスメントを行うための必要なデータには以下のものが含まれるが、この限りではない：

- 1 受入港で排出されるバラスト水の原産地。
- 2 原産港と受入港の生物地理学的地域。
- 3 特に塩分と水温における、環境状態の平均と範囲。

これらの情報は、原産港と受入港の類似性の度合を判定するために使用される。多くの場合、これらの環境資料の一部又は全ては、既存データを使用できるはずである。

6.2.8 環境状態のデータ収集においては以下が検討されなければならない：

- 1 受入港及び大きな水域内に含まれる港（例、河口や湾）での、表層面及び海底面の塩分及び水温の季節的な変化。表層面及び海底面の値は、潜在的移入種に対して利用可能となる全ての範囲の環境状態を判定するために必要とされる（例：低塩分の表層面水域は淡水種の移入を可能にする）。塩分と水温の詳細な資料は、入手可能なデータが水域の通年にわたる良好な混合を示しているならば必要ない。
- 2 強い潮汐又は潮流がある受入港では、塩分の時間的な変化が潮汐周期によって判断されなければならない。
- 3 季節又は水深の変化がある水域では、塩分は、季節及び／又は水深を基に判定されなければならない。

- .4 淡水の流入による人的影響は、一時的又は恒久的に受入港及び周辺水域の塩分組成を変化させることがある。
- .5 受入港の生物地理学的地域における沿岸水域の季節的な水温の変化は、表層水面及び水深による水温の変化の阿方が検討されなければならない。

6.2.9 環境状態の分析は、極度の環境差での耐久が可能で、原産地域での存在が認められる、種の検討に続いて行われることが推奨される。もし存在するのであれば、特定種の手法が、それらの種に関連するリスクの評価に使用されなければならない。そのような種には以下が含まれる：

- ・ ライフサイクルにおいて淡水及び海洋環境の両方を利用する種（例：溯河性種（例：ヤツメウナギ）及び降河性種（例：チュウゴクモクズガニ）を含む）
- ・ 広範囲の水温（広温性種）又は塩分（広塩性種）に耐久性を持つ種

### 6.3 種の生物地理学的リスクアセスメント

6.3.1 種の生物地理学的リスクアセスメントは、原産港及び受入港並びに生物地理学的地域に存在する、非原産種及び原産不明種並びに有害固有種を比較する。原産港及び受入港並びに生物地理学的地域に重複する種は、動物相及び植物相が共有される十分な類似性のある環境状態の、端的な示度である。また、生物地理学的分析は、高リスクの移入種の同定に使用できるかもしれない。例えば、類似する生物地理学的地域への移入に成功した、受入港の生物地理学的地域では発見できない生物地理学的地域原産の固有種は、受入港又は受入地域の高リスクの移入種と考えることができる。種が移入した多くの生物地理学的地域では、高い可能性で種が、規則 B-3 及び規則 C-1 に適合しないバラスト水によって持ち込まれ、受入港又は受入の生物地理学的地域で繁殖することが出来たと思われる。他の一般的なリスクの示度には、その原産の生物地理学的地域が他の水域への移入の主要源であるかどうか、があるかもしれない。

6.3.2 種の生物地理学的手法を用いたリスクアセスメントを可能にする必要なデータには、限定はされないが、以下が含まれる：

- .1 原産及び受入の生物地理学的地域及び港での移入の記録；
- .2 他の生物地理学的地域へ移入した生物地理学的地域原産のバラスト水から移動される固有種又は非固有種、及び移入された生物地理学的地域の総数及び特質の記録；
- .3 バラスト水の移送による受入地域への導入後、人体へ影響し、又は、実質的に生態学的又は経済的に影響する可能性がある、原産地域における固有種の記録。

6.3.3 また、種の生物地理学的評価は、固有種の広い生物地理学的又は生息地の分布、又は受入港の地域と類似する他の生物地理学的地域の移入種と認められることで、原産地域における潜在的対象種の同定に使用することができるかもしれない。

## 6.4 特定種リスクアセスメント

6.4.1 特定種リスクアセスメントは、種の生理学的な限界を明確にするために、その生活史及び生理学的耐久性の情報を使用し、その結果、受入環境で生存するか生活環を終えるかの可能性を推測する。これは、種の個別の受入港における環境状態の特徴を比較することにより、移入及び生存の可能性を判定するものである。

6.4.2 特定種リスクアセスメントの実施にあたっては、環境、公衆衛生、財産及び資源に危害又は損害を加えるかも知れない種を、同定及び選定する必要がある。これらは対象種とされ、対象種は特定の港、国又は地理学的地域で選定されなければならない、また影響国との協議で同定及び合意されなければならない。

6.4.3 有害及び移入の可能性のある種であることを判定するために、締結国はまず、原産港又は原産地域に存在するが受入港に存在しない全ての種（原産不明種を含む）を同定しなければならない。そして対象種は、移入して有害となる能力のある種を同定する基準によって選定されなければならない。対象種を同定する際に検討されるべき要素には、限定はされないが、以下が含まれる：

- ・ 以前の導入の証拠；
- ・ 環境、公衆衛生、財産及び資源に関する証明された影響；
- ・ 環境相互影響の強度及び類型、例えば、環境工学；
- ・ 生物地理学的地域及び他の生物地理学的地域における現在の分布；及び
- ・ 媒介としてのバラスト水との関連

6.4.4 従って特定種リスクアセスメントは、有害又は有害の可能性のある非原産種を含む（原産不明種を含む）対象種のリストによって実施されなければならない。評価に含まれる種の数が増えることにより、低リスクシナリオの数が減少する。これは種の評価が正確である場合に証明される。データの不足により評価が控え目となった場合には困難が生じる。しかし、より少ない種の分析は、全体のリスク予測のより大きな不確かさとなることを認識しなければならない。従って、少数の種の限られた分析による不確かさは、全体の移入リスクの評価が検討されなければならない。

6.4.5 対象種手法の使用も含めて、それらには限界があることに注意しなければならない。いくつかのデータと情報は意思決定を補助するために得られるとしても、環境、公衆衛生、財産及び資源に危害又は被害を加えるかも知れない種の同定は主観的で、あり、手法に関連する多くの不確かさがある。例えば、ある環境で有害と同定される種が他の環境では有害ではないかもしれず、また逆の場合にも同様の可能性がある。

6.4.6 原産港及び受入港が異なる生物地理学的地域である場合に、特定種リスクアセスメントが実施されるのであれば、締結国は、原産地域の有害な可能性のある種の存在の、データ不足の結果として生じる不確かさを、同定し検討しなければならない。

6.4.7 特定種の手法を使用するリスクアセスメントをするために必要なデータには、限定はされないが、以下を含む：

- 1 原産港及び受入港の生物地理学的地域；
- 2 対象種の同定を行うための、受入港に存在しない、原産側の、港、港地域及び生物地理学的地域の、全ての非原産種（原産不明種を含む）及び固有種の存在；
- 3 受入側の、港、港地域及び生物地理学的地域の、全ての対象種の存在；
- 4 原産側及び受入側の、港、港地域及び生物地理学的地域の、対象種の相違；
- 5 それぞれの生活段階の、特定の塩分及び水温における、対象種の生活史情報及び生理学的耐久性；及び
- 6 対象種が必要とする生息地の類型、及び受入港における生息地の類型の存在の可能性。

6.4.8 対象種が既に受入港に存在している場合は、その種が効果的に蔓延防止されている場合を除いて、その種を全体のリスクアセスメントの検討にいれないことが適切かもしれない。しかし、重要な認識として、たとえ非原産種又は原産不明種が原産港又は受入港から報告された場合でも、その断続的な受入港への導入はおそらく繁殖の成功又は移入種密度の増加の可能性を増大させるであろう。

6.4.9 リスクアセスメントは具なる形態で実施することができる。簡単な評価は、パラグラフ 6.6.7 によって概説される、対象種が原産港に存在するが受入港には存在せず、バラスト水によって輸送されるものかどうかで実施されるだろう。しかし、適切に検討されるのであれば、以下のそれぞれの段階での対象種の生存の可能性が評価されなければならない：

- 1 漲水時－バラスト水漲水作業中に本船バラスト水タンクに流入する段階での生存の確率；
- 2 移動時－航海中の生存の確率；
- 3 排出時－到着時のバラスト水の排出を通じて受入港に流入する段階での生存の確率；及び

#### .4 増殖段階—受入港での種の自己増殖の確率。

6.4.10 有害種の移入及び生存の可能性を判断するために、6.6.9 に含まれるそれぞれの段階での生存の確率が評価されなければならない。また、対象種の異なる生活段階での限界は、受入港の季節的状态と共に、原産港地域における生活段階の季節変化の検討により評価されなければならない。従って、管理されないバラスト水の排出の全体のリスクアセスメントは、全ての段階での全ての対象種の生存の評価を基に判断される。

6.4.11 受入港で種が生存するかどうかの評価においては、全ての生活段階における生理学的耐久性を検討することが必要である。

- .1 成長種の生存する能力は、受入港及びより大きな水域で観測される環境範囲の、水温及び塩分の両方の生理学的限界によって示される。確認として、(研究室又は実地の研究を基とする) 予測される耐久性が実際の分布に反映しているかどうかを判定するために、固有種又は導入された種の範囲によって比較できるかもしれない。
- .2 他の生活段階のため、その生活環の各段階の生理学的要件は、生殖季節の環境状態に対して比較されなければならない。それらの段階はその生活環を完了するために異なる生息地で生息するかもしれないことに注意しなければならない(例、沿岸外洋性幼生の河口底生無脊椎生物)。そして、そのデータは適切に収集されなければならない。
- .3 他の状態のために認識された生理学的耐久性の比較は、データが入手可能で、関連するのであれば、実施されなければならない。

6.4.12 特定種リスクアセスメントの手法が移入種を予測するために十分に確かなものかどうか評価するために、その手法を、受入港又は受入地域に存在する一組の移入種の移入確率の予測に使用できるかもしれない。存在する移入種の正確な予測の失敗は、そのリスクの予測におけるモデルを示すであろう。

## 6.5 評価及び意思決定

6.5.1 除外を許可する寄港国は、評価と協議の両方の過程において、規則 A-4.3 に特別な注意を払うものとし、この規則における除外を許可した締結国は、周辺国及び他国の環境、公衆衛生、財産又は資源に危害又は被害を加えないものとする。また、規則 A-4.3 は、不都合な影響を受けるかもしれない国が協議を受けるものとし、締結国は協議に関する第 8 章を参照しなければならない。

6.5.2 許可する締結国及び周辺国又は他国の環境、公衆衛生、財産及び資源に危害又は被害を加えない、規則 B-3 及び規則 C-1 適合しないバラスト水のリスクの、許容できない高リスクシナリオと許容出来る低リスクシナリオを区別する、優先基準を明確にするリスクアセスメントの透明性と一貫性は、重要である。その特定基準は、分析における不確かさと同様に、リスクアセスメントの手法によって決定される。

### 6.5.3 環境比較リスクアセスメント：

- .1 高リスクシナリオは、原産港の環境状態が受入港の環境状態と重複しているかどうかで示されるかもしれない。
- .2 低リスクシナリオは、原産港の環境状態が受入港の環境状態と重複していないかどうかで示されるかもしれない。

### 6.5.4 種の生物地理学的リスクアセスメント

- .1 高リスクは、その固有の範囲が原産の生物地理学的地域を含む非原産種を、現在、受入港が含有しているかどうかで示されるかもしれない。
- .2 高リスクは、原産地が他の生物地理学的地域である非原産種を原産港と受入港が共有しているかどうかで示されるかもしれない。
- .3 中から高リスクは、その固有の範囲が原産の生物地理学的地域を含む非原産種を、現在、受入の生物地理学的地域が、含有しているかどうかで示されるかもしれない。
- .4 中から高リスクは、原産の生物地理学的地域が他の生物地理学的地域の移入種の主要な原産地であるかどうかで示されるかもしれない。

6.5.5 特定種リスクアセスメントでは、評価は、以下のすべてに該当する少なくとも一つの対象種が確認された場合に、高リスクと考えられるかもしれない：

- ・ 害が起こりそうである；
- ・ 原産港又は原産生物地理学的地域に存在する；
- ・ バラスト水を通じて受入港に移入されそうである；及び
- ・ 受入港で生存しそうである。

6.5.6 また、移入の成功の全体的確率は、除外の全ての期間を通じて導入された水生生物の数と頻度の部分によって決まる。従って、リスクアセスメントは少なくとも以下の 4 つの要素の予測が検討されなければならない：

- .1 排水の総量
- .2 いかなる作業（航海）での排水の量
- .3 排出作業の総数
- .4 排出作業の時間分布

6.5.7 全ての場合において、不確かさのレベルは、リスク範囲の評価が検討され必要がある。生物地理学的分布又は対象種の生理学的耐久性の不確かさの高いレベルは、それ自体でリスクが高いと分類するのに十分かもしれない。さらに、対象種の潜在的環境影響は、許容できるリスクのレベル決定において検討されねばならない。欠落した又は不確かな情報は、規則 B-3 及び規則 C-I の除外を許可する理由として、検討されてはならない。

6.5.8 リスクのレベル及び不確かさの範囲が評価された場合、その結果は、除外が許可できるかどうかを判断するために、受諾を望む締結国のレベルと比較することができる。

6.5.9 規則 A-4.1 の要件を満たす本船の航海又は航路、及びリスクアセスメントで許可された範囲の水路は、除外を許可することができる。

6.5.10 科学的に厳密な分析が行われたことを確実にするため、リスクアセスメントの方法及びデータ並びに前提の、独立した専門家による見直しを実施されることが推奨される。専門家の見直しは、生物学的及びリスクアセスメントの専門家の独立した第三者機関によって実施されなければならない。

## 7 除外の許可手順

7.1 この章の目的は、規則 A-4 の規定に従う除外の評価又は許可の適用過程にある締結国、主管庁及び本船に、ガイドラインを提供することである。また、付録は、除外申請のために必要な最低限の情報を明らかにしている。

7.2 締結国は、除外を許可するために締結国自身でリスクアセスメントを実施することができ、又、船主又は運航者にリスクアセスメントの実施を要求することができる。いかなる場合においても、除外を許可する締結国は、リスクアセスメントの評価、データの証明及び使用された情報に責任を有し、確実なリスクアセスメントは、ガイドラインに従い完全且つ客観的方法で実施される。受入港の寄港国は、このガイドラインに従っていないことが判明した除外の申請を拒否しなければならない、申請が受諾されなかった理由を提供しなければならない。

7.3 除外を希望する船主又は運航者は、リスクアセスメントの手順が実施されたこと及びそれらの手順に要求される情報を確認するために関連する締結国に通知しなければならない。

7.4 船主又は運航者がリスクアセスメントを実施しなければならないと締結国が決定する場合は、締結国は、申請の要件、使用されるリスクアセスメントモデル、検討されるべき対象種、標準データ及びその他の要求される情報を含む関連情報を提供しなければならない。船主及び運航者はこのガイドラインに従わなければならない、締結国に関連する情報を提出しなければならない。

7.5 寄港国は、規則 A-4 の 1.3 で要求される除外が、除外で特定された地域間以外のバラスト水及び沈殿物を混合しない船にのみ許可されることを、確実にしなければならない。寄港国は、除外が許可された際及び除外の期間を通じてこの規則の遵守を確実にするために、特定の方策の実施の証拠を要求しなければならない。除外期間における不遵守は、除外の即座の中止又は撤回の結果でなければならない。

7.6 除外は、許可された日から 5 年を超えて効力を有しないものとする。承認には、有効期間内の季節的及び特定時期又は他の制限を含むことができる。

7.7 リスクアセスメントの結果には、以下のことが記されねばならない。

- 1 許容できるリスクを示す航海又は航路。許可された除外の申請。

- .2 許容できないリスクを示す航海又は航路。要求される更なる検討。
- .3 許容できないリスクを示す航海又は航路。許可されなかった条約の規則 B-3 又は規則 C-1 のバラスト水管理の要件の除外。

## 8 協議

8.1 規則 A-4.3 に従い、締結国は、除外の許可によって不利益を受けるかもしれない国と協議するものとする。これには、受入港と同じ生物地理学的地域に位置する周辺国及び他の国が含まれなければならない。それらの国は、特定された懸念の情報を交換しなければならず、解決のために努力しなければならない。また、影響国が除外の提案を注意深く検討するために、十分な時間が与えられなければならない。

8.2 影響国は、適用されるリスクアセスメント方法；評価に使用される情報の質；モデル、モデルの情報、又はリスクアセスメント；提案された除外の理論的根拠；除外に適用できる条項又は条件；の情報が提供されなければならない。

8.3 リスクアセスメントは、以下の要素が適切に書面に記されねばならない。

- ・ リスク方法で定義された対象種の基準又は参照事項。
- ・ 種の生物地理学的リスクアセスメントで使用される固有種、非固有種、原産不明種の一覧表。
- ・ 分析のそれぞれの段階で適用される許容基準。リスクアセスメントは、リスクレベルが許容できるかどうかの判断を可能にするため、関連状況が検討されなければならない。これを実施する唯一の明白な証明方法は、パラグラフ 6.7.2 から 6.7.8 であらかじめ明確に定義された許容基準で、実際のリスクレベルを比較することである。

8.4 加えて、生物地理学的地域の定義及び範囲に使用される基準又は科学的方法は、スキームがパラグラフ 6.3.3 で使用されているもの以外の場合は、示されるべきである。

8.5 影響国の返答ためのコメントの案内には、以下の 2 つの選択肢が含まれなければならない：

- .1 コメント又は条件無しでの支持。
- .2 コメント又は条件付きでの支持。

8.6 影響国からのコメントの期限は、案内に明記されなければならない。もし期限までに返答がなければ、“コメント又は条件無しに承諾された”とみなすことができる。

8.7 もし影響国が除外の許可を支持しないならば、適切な理由が提供されなければならない。影響国が除外を支持するために必要と信じるいかなる条件又は制限は、明確に確定されなければならない。

## 9 情報の通知

9.1 除外を許可する予定であると認められた条約の各締結国は、申請の受理のための窓口を設置しなければならない。関連する窓口の詳細は機関に提出されなければならない。締結国からのその情報が欠落した場合、IMO の MEPC の窓口が、このガイドラインの目的にそって窓口とみなされねばならない。

9.2 機関は窓口のリストを回章しなければならず、定期的にリストを更新しなければならない。

9.3 受入港の国の決定事項は、船主又は運航者、影響国及び機関に、除外の適用日前の出来るだけ早期に通知されるものとする。決定事項は、除外の許可の根拠と、影響国からのコメントがどのように取り組まれたかが説明されなければならない。除外の期間及び除外の条件又は制限の詳細、特定された港又は地域を含む、除外が適用された単一又は複数の航海が特定されなければならない。

9.4 規則 A-4 に従って許可された除外は、機関へ通知がなされ、関連情報が締結国へ回章された後に適用されるものとする。

9.5 また、除外の許可は、規則 A-4.4 に従ってバラスト水記録簿に記録されるものとする。

9.6 特定の航海で除外が許可された場合、航海計画のいかなる変更も、航海が実施される前又はバラスト水が排出される前に、除外を許可した締結国に通知されなければならない。

## 10 リスクアセスメントの見直し及び除外の取消し

10.1 評価で使用されるデータ及び前提は古くなるものとして、リスクアセスメントで使用される情報は、定期的に見直されることが推奨される。

10.2 中間見直しは、許可が得られてから、12 か月以内でいかなる状況でも 36 か月以降とならない時期に、実施されることが推奨される。受入港の国は、除外の期間に何回かの見直しを要求することが出来るが、一般的に毎年の見直し以上の頻度を要求してはならない。

10.3 最初の 60 か月以降の除外の更新は、リスクアセスメント、影響国との協議、及び規則 A-4.2 における機関への決定通知から成る、完全な見直しがなければ許可してはならない。

10.4 条約の規則 A-4 により許可された除外は、リスクアセスメントの実施により航海に関連する実際のリスクが実質的に増加した場合には、取消される必要があるかもしれない。これには、バラスト水に取り込まれると思われる有害水生生物及び病原体（例、有害な赤潮）の個体数の発生、移入、蔓延又は激増のような非常事態が含まれるであろう（条約の規則 C-2）。

10.5 非常時又は他の高リスク状況により船舶のバラスト水の取入れをすべきでないとその管轄下水域の船員に寄港国が通知した場合、全ての除外は、その定められた水域でバラスト水を取込む船舶から取消される。そのような状況では船主又は運航者は、出来る限り早期に除外の取消しの決定の通知を受けなければならない。

10.6 MEPC.161(56)で採択された緊急時を含むバラスト水管理の追加方策に関するガイドライン（G13）は、バラスト水の操作に関連するどのような非常時でも、直ちに適切な追加方策を確認できるガイダンスを定めている。

## 11 技術支援、協力及び地域協力

11.1 条約の第 13 条は、締結国は直接又は機関及び他の国際機関を通じて技術協力を要請する締結国を支援すること、締結国は協力を実施すること及び締結国は地域協力を高める努力をすることを規定する。

11.2 リスクアセスメントのガイドラインに関し、支援には、リスクアセスメントを実施するために必要なデータ及び情報、リスクアセスメントの実施方法に関する技術支援及び許容できる基準の規定が含まれなければならない。

付録  
寄港国への申請

寄港国への除外の申請には、以下に列挙される情報が最低限含まれなければならない。

**1 一般的情報**

- ・ 要求される申請の期間；何年何月から何年何月まで
- ・ なぜ規則 A-4 における除外が要求されるのか

**2 船舶情報**

- ・ 船名
- ・ IMO 番号
- ・ 船籍港
- ・ 総トン数
- ・ 船主
- ・ 信号符号
- ・ 装備されている場合、バラスト水処理技術を含む、通常、船で実施されるバラスト水管理の方法
- ・ 提出されなければならないその船舶のバラスト水管理計画の写し
- ・ 主管庁はまた、定められた期間についてのバラスト水及び沈殿物管理履歴を要求することができる。

**3 航路情報**

- ・ 原産港及び受入港又はバラスト水排出地域が記載された申請の航路
- ・ 単一航海の場合：出港と入港の日時
- ・ 複数航海の場合：航海の頻度、除外期間中の通常及び予想、のバラスト水排出量。出港及び入港の予定日時。
- ・ 除外期間中に船舶が特定された港以外の港に寄港する予定の航海。
- ・ 複数航海の場合、除外期間における予定総航海数及び予定バラスト水総排出量

\*\*\*